

基 発 1 0 2 8 第 2 号
平成 2 6 年 1 0 月 2 8 日

都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

過労死等防止対策推進法の施行について

過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号。以下「法」という。）については、平成 26 年 6 月 27 日に公布されたところですが、今般、平成 26 年 10 月 17 日に「過労死等防止対策推進法の施行期日を定める政令」（平成 26 年政令第 339 号）が公布され、これにより、法の施行期日は、平成 26 年 11 月 1 日とされました。

法第 4 条第 2 項には、地方公共団体は、国と協力しつつ、過労死等の防止のための対策（以下「過労死等防止対策」という。）を効果的に推進するよう努めなければならない旨規定されており、また、法第 9 条から第 11 条までには、国のみならず、地方公共団体においても講ずることとされた過労死等防止対策について規定されています。

過労死等防止対策については、今後、法第 7 条の規定に基づいて政府が定める過労死等の防止のための対策に関する大綱において具体化を図ることとなるものです。厚生労働省においては、今後、同大綱の案について過労死等防止対策推進協議会の意見を聴きつつ、同大綱の作成に向けて取り組むこととしますが、大綱を決定するまでの当面の間の過労死等防止対策として、本年の過労死等防止啓発月間中、11 月 14 日に厚生労働省が主催して過労死等防止対策推進シンポジウム（別添 1）を開催するほか、長時間労働の抑制等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、過重労働解消キャンペーン（別添 2）を実施することとしています。

国及び地方公共団体が講ずべき過労死等防止対策の具体的内容については、前述のとおり、大綱に定めるところによることとなりますが、貴職においても、法の趣旨を御理解いただき、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深める観点から、都道府県労働局と十分に連携を図りつつ、過労死等防止対策に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。併せて、本通知について、貴管下市区町村への周知を図っていただくようお願いいたします。

なお、都道府県労働局長に対しては、「過労死等防止対策推進法の施行について」（平成 26 年 10 月 28 日付け基発 1028 第 1 号。別添 3）により通知したところですので申し添えます。

過労死等防止対策推進シンポジウム

- 1 開催日時 平成 26 年 11 月 14 日(金) 13:30～15:30
- 2 場 所 厚生労働省講堂（中央合同庁舎 5 号館低層棟 2 階）
- 3 主 催 厚生労働省
- 4 協 力 過労死等防止対策推進全国センター準備会
全国過労死を考える家族の会
過労死弁護団全国連絡会議
- 5 主なプログラム
基調講演 川人博弁護士（過労死弁護団全国連絡会議幹事長）
全国過労死を考える家族の会による体験談

平成26年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

平成26年11月1日(土)から11月30日(日)までの1か月間

2 具体的な取組

(1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、厚生労働大臣、副大臣、大臣政務官が、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

(2) 重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

① 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施。

※ 監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としない。

② 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施。

イ 重点的に確認する事項

① 時間外・休日労働が36協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

② 賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。

④ 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

(3) 電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
0120-794-713

平成26年11月1日(土) 9:00~17:00

※ 「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30~17:15)

イ 労働条件相談ホットライン【委託事業】

本年9月から、平日夜間・土日に、誰でも労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい! 労働
0120-811-610

月・火・木・金 17:00～22:00、土・日 10:00～17:00

URL:<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000054880.html>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roud-ouki-jun/mail_madoguchi.html

(4) 周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

(5) 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します

事業主、労務担当責任者等を対象に、全国8か所（北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡）で計10回、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を実施します。

URL：<http://過重労働解消.jp/>

基発1028第1号
平成26年10月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

過労死等防止対策推進法の施行について

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号。以下「法」という。）については、「過労死等防止対策推進法の公布について」（平成26年6月27日付け基発0627第12号）により、その趣旨及び内容を示したところであるが、今般、平成26年10月17日に「過労死等防止対策推進法の施行期日を定める政令」（平成26年政令第339号。以下「施行期日政令」という。別添1）が公布され、これにより、法の施行期日は、平成26年11月1日とされた。また、「過労死等防止対策推進協議会令」（平成26年政令第340号。以下「協議会令」という。別添2）についても、平成26年10月17日に公布され、法と同様に平成26年11月1日に施行することとされたところである。

これらの政令の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、了知の上、法の施行に遺漏なきを期されたい。

なお、都道府県知事に対しては、「過労死等防止対策推進法の施行について」（平成26年10月28日付け基発1028第2号。別添3）により通知したところであるので申し添える。

記

第1 施行期日政令

法の施行期日は、平成26年11月1日とすること。

第2 協議会令

1 委員の任期等（第1条関係）

(1) 過労死等防止対策推進協議会（以下「協議会」という。）の委員の任期は2年とするとともに、委員は再任されることが出来るものとする。

(2) 協議会の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とすること。

(3) 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

2 会長（第2条関係）

(1) 協議会に会長を置き、過労死等に関する専門的知識を有する委員のうちから、委員が選挙すること。

(2) 会長の事務及び職務代理について定めること。

3 専門委員（第3条関係）

(1) 協議会に、専門委員を置くことができること。

(2) 専門委員は、過労死等に関する専門的知識を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命すること。

(3) 専門委員は、調査が終了したときは解任されること及び非常勤とすることを定めること。

4 議事（第4条関係）

協議会の定足数及び議決方法について定めること。

5 庶務（第5条関係）

協議会の庶務は、厚生労働省労働基準局総務課において処理すること。

6 協議会の運営（第6条関係）

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めること。

7 施行期日（附則関係）

この政令は、法の施行の日（平成26年11月1日）から施行すること。

過労死等防止対策推進法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第三百三十九号

過労死等防止対策推進法の施行期日を定める政令

内閣は、過労死等防止対策推進法（平成二十六年法律第百号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

過労死等防止対策推進法の施行期日は、平成二十六年十一月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久

過労死等防止対策推進協議会令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第三百四十号

過労死等防止対策推進協議会令

内閣は、過労死等防止対策推進法（平成二十六年法律第百号）第十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（委員の任期等）

第一条 過労死等防止対策推進協議会（以下「協議会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

（会長）

第二条 協議会に会長を置き、過労死等に関する専門的知識を有する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、過労死等に関する専門的知識を有する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第三条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、過労死等に関する専門的知識を有する者の中から、厚生労働大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（議事）

第四条 協議会は、委員の三分の二以上又は次に掲げる委員の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

一 業務における過重な負荷により脳血管疾患若しくは心臓疾患にかかった者又は業務における強い心理的負荷による精神障害を有するに至った者及びこれらの者の家族又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因として死亡した者若しくは当該精神障害を原因とする自殺により死亡した者の遺族を代表する委員

二 労働者を代表する委員

三 使用者を代表する委員

四 過労死等に関する専門的知識を有する委員

二 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

三 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

四 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

五 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第五条 協議会の庶務は、厚生労働省労働基準局
総務課において処理する。

(協議会の運営)

第六条 この政令に定めるもののほか、議事の手
続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会
長が協議会に諮って定める。

附 則

この政令は、過労死等防止対策推進法の施行の
日(平成二十六年十一月一日)から施行する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎